

健保扶養家族の資格調査実施について

この度、サントリー健保扶養家族の資格調査を行います。

資格調査は、健康保険の公平かつ適正な制度維持の為に、健保扶養家族のうち、調査が必要と判断される方を対象に、厚生労働省より年に一度、実施するよう義務付けられています。

下記の調査対象の扶養家族がいる方には**7月3日（月）以降順次**、社内メール便もしくは郵便で「資格調査書」をお送りしますので、期限内に必ず提出してください。

手続きもれ等で、本来扶養から外れる方が含まれていた場合、将来的な保険料値上など、被保険者（従業員）の負担増にもつながるようになります。皆様のご理解ご協力をお願いします。

【調査対象者】 ※①②は平成29年1月1日以降の認定者は対象外

調査の対象	
①	被扶養者である配偶者（税扶養対象者除く）
②	配偶者を除く、23歳以上の被扶養者全員
③	当健保組合が資格調査が必要と判断した被扶養者

※参考

- 健康保険法施行規則第50条「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の資格調査又は更新をすることができる」
- 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号「被保険者証の資格調査については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」
- 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号「被保険者証の資格調査又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

お問い合わせ先

サントリー健康保険組合 被扶養者資格調査専用 法研コールセンター（通話料無料）TEL：0800-800-7545 平日のみ9：00～17：00